

議案第13号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 健康管理</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 <u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u> (第30条—第34条)</p> <p>第4章 雑則 (第35条・第36条)</p> <p>附則</p> <p>(健康管理区分の決定)</p> <p>第24条 教育長は、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと診断された職員に適用する健康管理区分を勤務面D、医療面3に決定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(健康管理区分の変更)</p> <p>第25条 教育長は、職員から次条の規定による申請があったとき、又は職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3節 <u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u></p> <p>(設置)</p> <p>第30条 職員に適用する健康管理区分に関する事項に</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 健康管理</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 <u>職員結核・一般病健康管理審査会及び職員神経・精神障害健康管理審査会</u> (第30条—第33条)</p> <p>第4章 雑則 (第34条・第35条)</p> <p>附則</p> <p>(健康管理区分の決定)</p> <p>第24条 教育長は、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会又は鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと診断された職員に適用する健康管理区分を勤務面D、医療面3に決定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(健康管理区分の変更)</p> <p>第25条 教育長は、職員から次条の規定による申請があったとき、又は職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会又は鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3節 <u>職員結核・一般病健康管理審査会及び職員神経・精神障害健康管理審査会</u></p> <p>(設置)</p> <p>第30条 職員に適用する健康管理区分に関する事項に</p>

ついて審査するため、鳥取県教育委員会職員健康管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第31条 審査会は、委員18人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

（1）・（2） 略

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（分科会の組織）

第32条 審査会に次に掲げる分科会を置き、その所掌事務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）結核・一般病分科会 結核及び一般病に係る健康管理区分に関する事項の審査に関すること。

（2）神経・精神障がい分科会 神経障がい及び精神障がいに係る健康管理区分に関する事項の審査に関すること。

2 各分科会に属すべき委員は、それぞれ9人以内とし、教育委員会が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、分科会の会務を総理し、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

（分科会の会議）

第33条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

2 分科会の会議は、当該分科会に属する委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 分科会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

ついて審査するため、鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会及び鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会（以下「審査会」と総称する。）を置く。

（組織）

第31条 審査会は、それぞれ委員9人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が任命する。

（1）・（2） 略

3 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第32条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

<p>4 <u>分科会の所掌事務に関する事項については、各分科会の議決をもって審査会の議決とする。</u></p> <p>(委任) 第34条 この節に定めるもののほか、<u>分科会の運営に</u>関し必要な事項は各分科会が定め、<u>その他審査会の運営に</u>関し必要な事項は<u>各分科会の分科会長が共同</u>して定める。</p> <p>第4章 略</p> <p>(書類の経由) 第35条 略</p> <p>(委任) 第36条 略</p>	<p>(委任) 第33条 この節に定めるもののほか、<u>審査会の運営に</u>関し必要な事項は、<u>審査会</u>が定める。</p> <p>第4章 略</p> <p>(書類の経由) 第34条 略</p> <p>(委任) 第35条 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（以下「改正前の規程」という。）第30条に規定する鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会の委員に任命されている者及び委員長は改正後の鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（以下「改正後の規程」という。）第32条第1項第1号に規定する結核・一般病分科会の委員に指名されている者及び分科会長と、改正前の規程第30条に規定する鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会の委員に任命されている者及び委員長は改正後の規程第32条第1項第2号に規定する神経・精神障がい分科会の委員に指名された者及び分科会長とみなす。